

[illegible]

こども青少年局企画部企画課（企画グループ）

募 集 要 項

- 1 対 象：大阪市内に居住しておられる方で、本市の附属機関等の委員や本市職員でない方
- 2 募 集 人 数：1名程度
- 3 任 期：令和7年5月23日から令和10年5月22日まで（3年間）
- 4 役割・報酬：年に複数回、平日に開催する審議会（2時間程度）に出席していただきます。
審議会にご出席していただいた場合は、所定の報酬及び交通費（実費）をお支払いします。
- 5 応 募 方 法：
・応募用紙に、「身近な地域における子育て支援について」をテーマにした作文（800 字程度）と、氏名、年齢、性別（任意）、住所、電話番号（日中の連絡先）、職業、応募動機、これまでの取組み（団体活動、研究、ボランティア活動、その他）、お子さんがおられる場合はその状況（人数、年齢）をご記入の上、郵便等による送付、または電子メールにてご提出ください（FAXではお受けできません）。
・作文については、様式は自由です。その他の項目については、応募用紙をご使用ください。
・応募用紙は、大阪市ホームページからもダウンロードできます。
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000649073.html>
- 6 締 切：令和7年4月17日（木）必着
- 7 選 考：
・公募委員の選考は、いただいた応募書類をもとに行います。
・結果については、可否に関わらず文書により通知させていただきます。（5月頃を予定）
・いただいた応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 8 提出先・問合せ：こども青少年局企画部企画課（企画グループ）
〒530－8201 大阪市北区中之島1－3－20
TEL 06－6208－8337
FAX 06－6202－7020（問合せのみ対応）
メール fb0002@city.osaka.lg.jp

※「こども・子育て支援会議」については、大阪市ホームページをご参照ください。

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000220505.html>

参 考

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

こども・子育て支援会議公募委員応募用紙

こども・子育て支援会議公募委員に次のとおり応募します。

令和7年 月 日

ふりがな	年 齢	性別（任意）
氏 名	歳	
住 所 （〒 ー ）		
電話番号（日中の連絡先） ー ー		
職 業		
応募動機		
これまでの取組み（団体活動、研究、ボランティア活動、その他）		
お子さんの状況	人数（ 人） 年齢（ 歳）（ 歳）（ 歳）	

※個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた個人情報は、こども・子育て支援会議公募委員の選考に関する業務にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。なお、委員に就任いただいた方の氏名については公表いたしますので、ご了承ください。

キ
リ
ト
リ